

## 兵庫県立自然公園条例施行規則の改正概要について

## 1 改正の理由

- (1) 兵庫県立自然公園条例（以下「条例」という。）の一部改正により、利用拠点の質の向上及び質の高い自然体験活動の促進のための協議会（以下「協議会」という。）の設置及び計画の認定に係る制度が創設されることに伴い、当該認定の手續等必要な事項を定める。
- (2) 自然公園の特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内における届出を要する行為が一定規模以上のものである場合には、知事は届出者に対し、当該行為が自然公園の風景に及ぼす影響等を記載した書類の提出を求めることができるものとする。
- (3) 自然公園法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、国立公園及び国定公園の特別地域内において許可を要しない行為について見直しがなされること等を踏まえ、所要の整備を行う。

## 2 改正の内容

- (1) 利用拠点の質の向上のための協議会（以下「利用拠点整備協議会」という。）の設置及び計画の認定に係る規定の整備  
利用拠点整備改善協議会の公表方法、利用拠点整備改善計画の記載事項等を定める。  
【改正後の第9条ほか】
- (2) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会（以下「自然活動促進協議会」という。）の設置及び計画の認定に係る規定の整備  
自然体験活動促進協議会の公表方法、自然体験活動促進計画の記載事項等を定める。  
【第20条の7ほか】
- (3) 利用のための規制を強化  
ア 普通地域内における届出を要する行為が一定規模以上のものである場合には、知事は届出者に対し、当該行為が自然公園の風景に及ぼす影響等を記載した書類の提出を求めることができるものとする。【第18条】  
イ 野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものは、野生動物に餌を与えること及び野生動物の生態に著しく接近し、又はつきまとうこととする。【改正後の第20条の2】
- (4) 知事の許可等を要しない行為の見直し  
特別地域における知事の許可、利用調整地区の区域内への立入りの禁止及び普通地域内における行為の届出の対象外となる行為（以下「許可を要しない行為等」という。）について、国立公園又は国定公園内における許可を要しない行為等と同様に見直しを行う。【第17条及び別表】
- (5) その他所要の整備  
ア 協議会による公園計画の変更及び公園事業の決定等の提案に添付する書類を定める。【第1条の3ほか】  
イ 公園事業の執行の協議書若しくは認可の申請書又は特別地域内における行為の許可の申請書に係る添付書類について、図面の縮尺等を見直す。【第2条ほか】  
ウ 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に係る承認の申請書の記載事項及び添付書類を定める。【第6条】  
エ 省令の一部改正を踏まえ、その他所要の整備を行う。【目次ほか】

## 3 施行日

令和4年4月1日（条例の一部を改正する条例の施行日と同日）